

★ News 『デジタルファースト法 (デジタル手続法)』 成立



行政手続オンライン化と「個人番号カード」の活用

行政のデジタル化と、行政手続きを原則オンラインで行うこととする『デジタルファースト法 (デジタル手続法)』が、2019年5月24日、国会で可決・成立しました。

正式名称『情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律』

■日本の行政手続きのオンライン化等の現状

2001年、IT化に関する最初の国家戦略「e-Japan 戦略」が策定されて以降、申請・届出手続きの電子化、行政情報の電子的提供、電子政府の実現が進められてきました。

2002年には「行政手続オンライン化3法」が成立。2018年には手続行為全体の57%、オンラインで行える手続の78%がオンラインで処理されているものの、普及度合いは分野により差異があり、登記分野の68.4%に比べ、社会保険・労働保険分野では利用率は11.8%にとどまっています。

★ e-Tax (オンライン) の  
利用状況・国税庁

< e-Tax の利用率 >

(2018年8月発表)

- ・(個人) 所得税申告 54.5%
- ・(個人) 消費税申告 66.1%
- ・(法人) 法人税申告 80.0%
- ・(法人) 消費税申告 81.6%
- ・源泉徴収票等 59.5%

【デジタルファースト法】

■行政のデジタル化の【基本3原則】 → 2019年度から順次実施する。

- ① デジタルファースト… 個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する。  
(各種手続のオンライン化の徹底、本人確認手法の整理)
- ② ワンスオンリー… 一度提出した情報は、2度提出することを不要とする。  
(行政手続での添付書類の撤廃・様式の統一・マイナンバー制度の活用)
- ③ コネクテッド・ワンストップ… 民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現する。(どこからでも、1カ所の手続で実現)

法改正を  
急ぐ!!

※主要ライフイベントである引っ越し、介護、死亡・相続を先行分野とし、民間サービスとも連携してワンストップ化を推進。(引っ越しに伴う電気・ガス契約等の変更もネットで一元化、2019~)

※高齢者等を対象に、デジタルデバイドの是正を推進する。

(デジタルデバイス・IT=情報技術を利用できる者とできない者の間に生じる格差をいう。  
生活上・社会関係での格差を防ぐ共生型ネット社会が求められている。)

■マイナンバー制度の拡大 マイナンバーカード

※マイナンバーの「通知カード」の廃止 → 「個人番号カード」の利用者や利用方法を拡大する。

※「個人番号カード」の「健康保険証」としての活用が、2020年度から本格運用開始予定。

※国外転出者が「個人番号カード」を利用できるようにする。(現在は「住民票」がないと削除される。)

★ 国連の電子政府ランキング 10 位

国連による世界電子政府ランキングでは、日本は2018年で10位。行政事務の効率化や各手続のオンライン化等の電子政府実現への取組が進み、政府・地方自治体・民間全てを通じたデータの連携・サービスを融合した「デジタル・ガバメント」実現へ動きが加速しています。  
なお1位はデンマーク。2位オーストラリア。3位は、韓国。

○ 来月7月10日は、納期の特例を受けた源泉所得税の納期限です。

〒462-0844 名古屋市北区清水2-19-9

田中会計事務所

税理士 田中育雄



TEL052-915-8902 FAX 052-911-8259

<http://www.tanakaaccountingfirm.jp/>